

令和6年西東京市教育委員会第5回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年5月21日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時35分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 後 藤 彰
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
委 員 穴 戸 鈴 子
- 5 出席職員 教 育 部 長 早 川 礼 成
教 育 部 特 命 担 当 部 長 岡 本 範 子
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 企 画 課 長 飯 島 陽 子
教 育 部 主 幹 （ 教 育 企 画 課 ） 栗 林 武
学 務 課 長 近 藤 直
教 育 指 導 課 長 田 村 孝 夫
統 括 指 導 主 事 高 野 郁 子
指 導 主 事 田 邨 佳 宏
指 導 主 事 佐 伯 豊 明
指 導 主 事 内 藤 幸 雄
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 田 中 彰
社 会 教 育 課 長 大 内 和 泉
公 民 館 長 福 所 良 幸
図 書 館 長 大 庭 心 平
- 6 欠席職員 教 育 部 主 幹 （ 図 書 館 ） 徳 山 好 永
- 7 事 務 局 教 育 企 画 課 長 補 佐 兼 企 画 調 整 係 長 佐々木 通
- 8 傍 聴 人 1人

令和6年西東京市教育委員会第5回定例会議事日程

日 時 令和6年5月21日（火）午後2時から
場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第22号 西東京市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第23号 西東京市立栄小学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第 4 議案第24号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について
- 第 5 報 告 事 項
 - (1) 西東京市特別支援学級の配置等に関する検討委員会の設置について
 - (2) 令和5年度 西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況
 - (3) 令和5年度適応指導教室「スキップ教室」入室児童・生徒の状況について（報告）
- 第 6 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 6 年第 5 回定例会
(5 月 21 日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○後藤教育長 ただいまから令和6年西東京市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出があったため、傍聴希望者の入場を許可します。

〔傍聴者入場〕

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は山田委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○後藤教育長 それでは、本日は山田委員にお願いいたします。

○後藤教育長 日程第2 議案第22号 西東京市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大内社会教育課長 議案第22号 西東京市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則、につきまして提案理由を説明いたします。

本議案は、西東京市立学校施設使用における夜間照明使用料について、西東京市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正するものでございます。

本規則は、学校教育法及び社会教育法の規定に基づき、社会教育その他公共のために市立学校の施設を使用することについて定める西東京市立学校施設使用条例の施行につきまして、必要な事項を定めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書を2枚おめくりいただき、西東京市立学校施設使用条例施行規則新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正案となっております。

別表、備考1の「又は委員会」を、「若しくは委員会又は委員会が特に必要と認めた者」に改めるものでございます。現行では、夜間照明使用料について、「市又は委員会が使用するとき」に減額または免除することとしております。改正案では、市、委員会に加えて「委員会が特に必要と認めた者が使用するとき」に減額または免除することとするものでございます。

委員会が特に必要と認める団体といたしましては、日常的かつ継続的なスポーツ活動を行うことにより、幅広く一般市民への運動機会を提供し、かつ地域の活性化と健康の増進に資する公益性の高い活動を目的とする団体を考えております。

以上の内容により、西東京市立学校の施設使用に関し、夜間照明使用料を免除する所要の改正が必要であるため、改正するものでございます。

本規則につきましては、公布の日から施行することとし、施行の日以後の使用に係る使用料から適用することといたします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。以上になります。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 予定している団体が当該施設を利用する頻度、あまりこの団体ばかりだと、いろいろ市民から不満も出ると思いますので、そこら辺の具合はどんなふうにお考

えですか。

- 大内社会教育課長 現行想定しております総合型地域スポーツクラブの活動につきましては、おおむね夜間の使用を週に3回から4回という活動頻度と捉えてございます。

以上でございます。

- 米森教育長職務代理者 使用頻度はそれぐらいというと、時間とか、ちょっと使用の仕方がわからないものですからお伺いしますけれども、どれぐらいの割合で。時間の占有割合とかそういうので見ると、どれぐらいになるのですか。

- 大内社会教育課長 時間につきましては、夜間の時間帯を想定してございますので、午後6時からの夜間の時間帯のところを想定しているところでございます。

以上になります。

- 米森教育長職務代理者 私も条例のあれは忘れたのですけれども、6時から10時ぐらいまで大丈夫でしたか。1単位が例えば2時間だとすると、二つ1日で使えてとか、そういう割合でわかれば教えてもらえますか。

- 大内社会教育課長 条例上で定められている使用時間につきましては、夜の9時までという形になってございます。

以上でございます。

- 山田委員 団体になるわけですから、実際に利用するときには10人とか20人とか使うのかもわからないですけれども、頭数で割れば大した金額にならないような気がするんですよね。ただ、西東京市の市民の方がナイターで使いたいとなると、家族でやるとか、1人とか2人とか、そういう少人数でやると。そうすると、単価的にはそういう方たちの負担はものすごく大きくなるじゃないですか。そういうところのアンバランスということについては、どうお考えになりますか。

- 大内社会教育課長 おっしゃる形もございますが、本案件につきましては、学校一律の使用というところの夜間照明の時間帯になってございまして、特に個人的な活動のものということではございませんで、やはり市の中の公益性の高い活動をしている団体というところを広く、市の事業でしたり、市のスポーツの活動に資する団体というところで捉えてございますので、そういったところの区分けとして考えているところでございます。

以上になります。

- 山田委員 提案されている文章で言うと、公益性の高い団体の中から特にというふうに書いてあるわけですよね。その「特に」というところは、どういう基準によって判断されるか、それを教えてください。

- 大内社会教育課長 御質問につきましては、「特に」ということが、今現状ですと、西東京市スポーツ推進計画のほうに明記されている団体のところを捉えているということでございます。また、補足としまして、実際運用するに当たって、そういったところがどのような団体が該当するかというところを内規のほうで明確に定めて、必要な書類などを提出していただいていくということで対応してまいりたいと考えてございます。

- 服部委員 今のことに関して、スポーツ団体の幾つか、いろいろなスポーツを用意しておられると思うのですが、こういったことによって自分も参加させたいとか、そういった今現在

所属していない方には、常に門が開かれていると考えてよろしいのでしょうか。

○大内社会教育課長 そのような理解でございます。

○服部委員 どの団体も、どのスポーツも、定員を設けていないということでよろしいのでしょうか。

○大内社会教育課長 広く主体的に活動を進めたいという方につきましては、入会しているというような状況でございます。

以上でございます。

○服部委員 ありがとうございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第22号 西東京市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第3 議案第23号 西東京市立栄小学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○高野統括指導主事 議案第23号 西東京市立栄小学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命について、教育委員会の承認による解任及び学校長より御推薦いただきました委員の任命を行うものでございます。

西東京市学校運営協議会規則におきまして、委員は教育委員会の承認により解任、また、学校長の推薦により任命することとしております。

委員の氏名及び区分につきましては、資料記載のとおりでございます。

任期は、令和6年5月1日から令和7年3月31日までとなります。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第23号 西東京市立栄小学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第4 議案第24号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大内社会教育課長 議案第24号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について、提案理由を説明いたします。

本議案は、下野谷遺跡の国史跡としての追加指定につきまして、文化財保護法の規定に基づいて、国に対して手続を進める必要があるため、本定例会に提案を行うものでございます。

恐れ入りますが、ページを1枚おめくりいただきまして、下記1、国史跡として追加指定する範囲を御覧ください。このたび、1に記載する所在地の地権者の方から、史跡指定についての同意をいただいていたことに伴いまして、該当地の追加指定に向けた諸手続を進めていくものでございます。

なお、現状は2階建ての戸建てでございますが、今回の指定は土地の部分のみでございます。

次に、2、国史跡として既に指定されている範囲に記載しております1万4,456.24平方メートルにつきましては、平成27年の当初指定、さらに平成28年以降の追加指定によりまして、既に国史跡の指定を受けている部分でございます。

次に、3、国史跡として保護を要する範囲に記載しております約2万2,000平方メートルにつきましては、平成26年度に設置いたしました文化庁の推薦する埋蔵文化財の専門の方で構成した下野谷遺跡調査指導委員会から、国史跡として保護を要する価値があるとの評価をいただいた範囲でございます。今回の追加指定により、既存の指定部分とあわせまして遺跡の保存・活用を進めてまいりたいと考えております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。以上になります。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第24号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第5 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いたいと存じます。

それでは、(1)西東京市特別支援学級の配置等に関する検討委員会の設置について、説明をお願いします。

○近藤学務課長 では、私から、西東京市特別支援学級の配置等に関する検討委員会の設置について、報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

本検討委員会は、本市における今後の児童・生徒数の推計、また、特別な支援の必要な児童・生徒の状況等を踏まえ、西東京市における今後の特別支援学級の配置等について検討を行うものでございます。

委員構成につきましては、資料裏面の別表を御覧ください。教育部特命担当部長を筆頭に、教育企画課長、教育部主幹、学務課長、教育指導課長、統括指導主事、教育支援課長、市立小学校の校長代表2名、市立中学校の校長代表2名で構成させていただきます。

検討のスケジュールでございますが、今月 5 月 27 日に第 1 回の検討委員会を開催、年内に計 4 回の検討委員会を開催し、今後の特別支援学級の配置等の考え方について取りまとめてまいりたいと考えてございます。また、検討委員会には部会を設置いたしまして、より具体的な検討を行うとともに、校長会等を通じて適宜情報提供、意見交換等を行いながら取組を進めてまいりたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、（２）令和 5 年度 西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況、説明をお願いいたします。

○高野統括指導主事 私からは、令和 5 年度 西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況、について報告いたします。

恐れ入りますが、横置きの資料の上段を御覧ください。

令和 5 年度は 1,704 名の児童が市内公立小学校を卒業しました。そのうち、校区内の西東京市立中学校に 1,320 名、校区外の西東京市立中学校に 53 名進学しています。また、市外の都内公立中学校に 13 名、都立中学校あるいは都立中等教育学校に 62 名、都内国立中学校に 7 名、都内私立中学校に 221 名、都外の中学校に 25 名の児童が進学しております。そのほか、海外転出として 3 名おります。

続きまして、資料の下段を御覧ください。

令和 5 年度は 1,443 名の生徒が市内公立中学校を卒業しました。そのうち、都立高等学校に 841 名、都内私立高等学校に 464 名進学しております。また、国立高等学校に 2 名、都外の高等学校に 114 名進学しております。

なお、専修学校に進学した生徒、あるいは家事手伝い等の生徒は 19 名、就職した生徒はおりません。そのほかの進路として、進路検討中 2 名、病気療養中 1 名となっております。

報告は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、（３）令和 5 年度適応指導教室「スキップ教室」入室児童・生徒の状況について（報告）、説明をお願いいたします。

○田中教育支援課長 私からは、令和 5 年度適応指導教室「スキップ教室」入室児童・生徒の状況について（報告）、報告させていただきます。

資料の上段、（１）入室児童・生徒の数。資料の下段、（２）入室生徒の中学卒業後の進路となっております。

はじめに、（１）入室児童・生徒の数でございます。学年別の入室者数につきまして、小学生につきましては、４年生が 2 人、５年生が 4 人、６年生が 9 人、合計 15 人となっております。中学生につきましては、１年生が 8 人、２年生が 29 人、３年生が 26 人、合計 63 人となっており、小学生、中学生を合わせて入室児童・生徒数の合計は 78 人でございます。また、学校復帰者につきましては、年度途中で小学 6 年生が 1 名となっております。学校復帰者のうち、進級・進学時では、小学校 4 年生から 6 年生までが合計で 9 人、中学 1 年生、中学 2 年生が合計で 5 人、中学 3 年生が 26 人となっており、小学生と中学生の合計は 40 人となって

おります。次年度継続者につきましては、小学生5人、中学生32人、合計37人となっております。

(2) 入室生徒の中学卒業後の進路でございます。中学3年生26人の進路でございますが、全ての生徒が都立、私立の高等学校等に進学しております。

報告は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項(1)から(3)の説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 特別支援の関係で質問させていただきます。これから特別支援学級が増えるということで、検討会を設置されること自体はいいかと思うのですが、先般の総合教育会議でも、教室については学童とか学校、そしてまた特別支援のほうでも、やはりそういう教室の要請が出てくるわけですね。そうすると、ここだけで検討しても解決できないので、その必要とする場面、例えば市長部局とあわせて一緒にやらないと本題が見えなくなるのかなという気がしますので、そういうのもあわせてやっていただくということが必要かなと、一つ思います。

それから、特別支援で配置等を考える際に、ほかの公共団体のところで目にしたり、西東京でもあると思うのですが、スクールバスの運行で支えられている部分があると思いますので、そのあたりの検討というのも必要になるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。教えていただければと思います。

○近藤学務課長 まず1点目、学童等を含めた市長部局等の調整といったところでございます。確かに学童クラブ等のニーズもございますので、まずは教育委員会で市内小・中学校の教室の利用状況等を把握いたしまして、今後、特別支援学級の設置が必要な学校を明確にしたうえで協議に当たってまいりたいと考えてございます。

つぎに、今後の特別支援学級の児童の送迎バスにつきまして、多摩26市で考えますと、送迎バスを運行している自治体は約半数以下という状況ですが、利用されている保護者の皆様、また児童の方については必要な登校手段だと考えてございますので、どのように継続していくか、そういったところも含めて検討してまいりたいと考えてございます。

○米森教育長職務代理者 ありがとうございます。

○今井委員 私もスキップ教室のことで質問です。スキップ教室は、児童・生徒何人に対して指導員の方が何人配置という、もし決まりがあったら教えてください。あと、その人数で、例えば年度途中で生徒さんとか児童の方が増えたときに、指導員というのはどういうふうに、またそのときに募集をかけるとか、そういう対応みたいなものがもしあれば教えてください。

○田中教育支援課長 スキップ教室の配置基準というところでございます。配置基準は特に決まっておりませんが、学習指導をするうえでは5教科、国語、数学、英語、理科、社会の学習指導ができる職員を集めているところでございます。この学習指導ができる職員と、プラスアルファで、例えば体育であるとか、家庭科であるとか、そういった5教科以外の学習もできるような形での配置で運営をしております。

2点目の年度途中での対応というところでございますが、こちらにつきましては、やはりスキップ教室利用者につきましては傾向がありまして、年度の当初はそんなに多くの人数を

受け入れているというわけではございません。ただ、いつ児童・生徒が入室してくるかわかりませんので、学習指導や生活指導については、常に人数が増えても対応できるような指導者の体制というのは組んでいるところでございます。年度途中で児童・生徒が増えた場合につきましては、状況によって予算の範囲内で対応することもございますけれども、ただ、現状からいくと、そこまで対応しなくても子どもたちの学習指導、生活指導ができていと捉えているところでございます。

以上です。

○今井委員 ありがとうございます。

○服部委員 チャレンジスクールという表記がありますが、西東京の子どもたちの進路先としてのチャレンジスクールの実態、オンラインのものも多いと聞いているのですけれども、そこを一つ教えてください。

○田村教育指導課長 それではお答えいたします。チャレンジスクールですが、東京都内に幾つかあるのですけれども、なかなか学校に行けなかったお子様が、そのところで昼夜間制ですとか、いろいろなバリエーションの中で指導していくというような、1時間目が8時30分とか通常あるんですけれども、そういったところの柔軟性を持たせたりですとか、単位制ですとか、そういうようなところの特別な枠で、一回学校を不登校になってしまったけれども、チャレンジして新たに勉強し直したいというようなところの高等学校ということの、都立学校になっているというところでございます。

以上です。

○服部委員 ありがとうございます。対面がメインというか、ベースと考えてよろしいのでしょうか。

○田村教育指導課長 そのとおりでございます。チャレンジスクールに関しましては、対面の授業となっております。そのほかは通信制の学校というところでありますと、一定期間オンラインという通信制というのがありますが、チャレンジスクールに関しましては対面となっております。

以上でございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

○後藤教育長 日程第6 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けします。

○今井委員 ちょっとしたことで、意見というよりも共有できたらと思って話すのですけれども、先月もお話したすぐーることなのですが、便りも配信ができるようになったので、それはペーパーレスにもなるし、業務軽減にもきつとなっているんだろうと思います。多分お手紙の種類によって、紙で出すとかデータで出すというのは、ここでこうしてくださいと言っているのではなくて、学校で判断してやっているのかなというふうに思うんですけれども、意外と私だけかなと思ったんですけれども、紙に慣れてきているので、データでもらったものを家にプリンターがある人はそれをプリントアウトしているということで、結構学校側からすれば、紙も減らなくなったし業務軽減にもなったんだけれども、割と家庭のほう

は負担がなくもないというか、そこを印刷してやっているというのものもあるんだなというふうに思ったので。

もちろんわかっているよということだとは思いますが、こんなこともあるんだなということと、あと、データというのは直接保護者に届くので保護者が受け取るのですけれども、紙は無事に届けば手元に届いて、データのほうが、割と今は情報を見落としやすいところもあったりして、では紙だったら落とさないのかと言ったらそんなことはないんですけれども、保護者の人にも慣れていってねということだとは思いますが。

例えば、学校だよりとか学年だよりとか、あと家でよく話題になる献立とか、何かそういううちちょっと大事な情報だよというところは、せめて紙とデータと両輪でやってもらったほうが、もしかしたら私たちも慣れやすいのかなとか。結局それが、業務をまた増やしてしまうということになってしまうとあれなのですけれども、ちょっとそんなことがあったのでお伝えできたらと思って。すみません。

- 田村教育指導課長 御意見ありがとうございます。学校のほうで何を紙媒体にするかというようなところは各学校の判断となっておりますが、やはり今、委員の御指摘あったところで、働き方改革ですとかそういうような観点、あと環境ということで、紙削減というようなところではありますが、やはり大切なものというような観点のところについては、紙で配るというようなところを学校のほうには周知していきたいと思います。

また、保護者のほうには、紙ですと、中学生ぐらいになるとバッグの中でぐちゃぐちゃになって届かないというケースもあるというふうに聞いていますので、その辺のところの、どちらがいいかという判断のところは、また学校のほうにお話ししていきたいと思います。ありがとうございます。

- 今井委員 大事な手紙は紙にしてくださいと言っていることではないので、ただ、そういうこともあると思うので、例えば紙とデータで、ちょっと最初のうちはダブルで気にかけてもらえとか、そういう意味合いで言っただけなので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

- 服部委員 すみません。西東京の現状がわからないので。今朝の新聞で、小・中学校の先生方の76%が教材等で自腹を経験しているというような記事を見まして、そういったことはうちの自治体はどういう状況なのかなと思って、質問させてください。

- 田村教育指導課長 その教材のところの、ちょっと私がその新聞等を見ていないのですが、自腹というような表現で言いますと、基本的には西東京市の小・中学校の教員が、自腹で給食費立替えですとか、教材費立替えということはないというふうに認識しております。

以上です。

- 服部委員 では、24%のほうだということで、ありがとうございました。安心いたしました。

- 後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和6年西東京市教育委員会第5回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 2 時 35 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員